

令和6年度 積算基準書の一部改定について（お知らせ）

倉敷市工事検査課

倉敷市が発注する公共土木工事の積算に用いる下記積算基準書について、一部改訂がありましたのでお知らせします。

1 改訂する積算基準書

- （１）令和6年度 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）
- （２）令和6年度 業務関係積算基準及び標準歩掛（岡山県土木部）
- （３）令和6年度 機械設備積算基準書及び解説（岡山県土木部）
- （４）令和6年度 港湾請負工事積算基準 委託編・単価表（岡山県土木部）
- （５）令和6年度 土地改良工事積算基準（施設機械）
- （６）令和6年度 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
- （７）令和6年度 治山林道必携（積算・施工編）
- （８）令和6年度 治山林道必携（調査・測量・設計編）
- （９）令和6年度 岡山県土地改良工事積算基準（岡山県農林水産部・土木部）

2 改定内容

別紙のとおり

3 適用年月日

単価適用年月日が令和7年5月1日以降の設計書

【問合せ先】 工事検査課 技術管理室 TEL：086-426-3453

倉敷市積算基準書一覧表

(※岡山県公表積算基準書を準用し倉敷市の基準書として取扱いをしているもの)

(注意) 積算基準書の内容に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。
また、岡山県への問い合わせ等はしないでください。

積算基準書(岡山県土木部が公表しているもの)

	積 算 基 準 書	改定等内容(令和7年5月)
公 表 図 書	1 土木工事標準積算基準書(上巻)(下巻)(岡山県土木部)	別紙のとおり
	2 業務関係積算基準及び標準歩掛(岡山県土木部)	別紙のとおり
	3 岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】	—
	4 機械設備積算基準及び解説(岡山県土木部)	別紙のとおり
	5 港湾請負工事積算基準[工事][委託編・単価表][船舶および機械製造修理請負工事積算基準](岡山県土木部)	別紙のとおり
	6 下水道用設計標準歩掛表(1～3巻)	—

積算基準書(岡山県農林水産部が公表しているもの)

	積 算 基 準 書	改定等内容(令和7年5月)
公 表 図 書	1 土地改良工事積算基準(土木工事)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	—
	2 土地改良工事積算基準(施設機械)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	別紙のとおり
	3 土地改良工事積算基準(機械経費)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	—
	4 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	別紙のとおり
	5 岡山県土地改良工事積算基準(岡山県農林水産部・土木部)	別紙のとおり
	6 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(監修:農林水産省農村振興局整備部設計課)	—

注) 表中の積算基準書欄に記載されている岡山県、岡山県土木部、岡山県農林水産部・土木部は倉敷市と読み替えるものとします。

単価適用年月日：令和 7 年 4 月 1 日まで

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，本基準に係る費用は，現場環境改善が必要と認められる場合に計上する。

3. 積算方法

（1） 現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$$K=i\times P_i+\alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％，小数第 3 位を四捨五入して，第 2 位）

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）
＋無償貸付機械等評価額）

なお，対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i=56.6\times P_i^{-0.174}$	$i=39.9\times P_i^{-0.201}$
	5 億円を超える場合	1.73	0.71

ロ．率に計上されるものは，別表－1 の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない と判断されるものとする。

ニ．経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

単価適用年月日：令和 7 年 5 月 1 日以降

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，本基準に係る費用は，現場環境改善が必要と認められる場合に計上する。

3. 積算方法

（1） 現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$$K=i\times P_i+\alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％，小数第 3 位を四捨五入して，第 2 位）

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）
＋無償貸付機械等評価額）

なお，対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円，1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i=56.6\times P_i^{-0.174}$	$i=39.9\times P_i^{-0.201}$
	5 億円を超える場合	1.73	0.71

ロ．率に計上されるものは，別表－1 の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

また，選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，（2）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない と判断されるものの費用」とする。

ニ．経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

(2) 設計変更

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 (i) は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表ー1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50% を上限とする。

(3) 設計変更

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 (i) は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表ー1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

単価適用年月日：令和 7 年 4 月 1 日まで

第 I 編 測量業務

3. 業務費の積算方式

3-1 測量業務費

測量業務費は、次式による。

測量業務費＝測量作業費＋測量調査費＋消費税相当額
＝(測量作業費＋測量調査費)×(1＋消費税率)

(1) 測量作業費

測量作業費＝直接測量費＋間接測量費＋一般管理費等
＝直接測量費＋諸経費
＝(直接測量費－成果検定費)×(1＋諸経费率)＋成果検定費

(2) 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、次表により直接測量費(成果検定費を除く)ごとに求めた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じた額とする。

諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)				(%)
50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下	1 億円を超えるもの		
諸経费率	91.2	算出式による	51.7	

算出式

$$z = 371.23 \times P^{-0.107}$$

z：諸経费率(%)

P：成果検定費を除く直接測量費(円)

(注)1. 諸経费率は、小数第 1 位(小数第 2 位を四捨五入)とする。

(3) 測量調査費

測量調査費は、「第Ⅲ編第 1 章 土木設計業務等積算基準」による。

「3 次元ベクトルデータ作成」及び「3 次元設計周辺データ作成」については「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、次表による。

単価適用年月日：令和 7 年 5 月 1 日以降

第 I 編 測量業務

3. 業務費の積算方式

3-1 測量業務費

測量業務費は、次式による。

測量業務費＝測量作業費＋測量調査費＋消費税相当額
＝(測量作業費＋測量調査費)×(1＋消費税率)

(1) 測量作業費

測量作業費＝直接測量費＋間接測量費＋一般管理費等
＝直接測量費＋諸経費
＝(直接測量費－成果検定費)×(1＋諸経费率)＋成果検定費

(2) 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、次表により直接測量費(成果検定費を除く)ごとに求めた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じた額とする。

諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)				(%)
50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下	1 億円を超えるもの		
諸経费率	95.8	算出式による	61.4	

算出式

$$z = 288.50 \times P^{-0.084}$$

z：諸経费率(%)

P：成果検定費を除く直接測量費(円)

(注)1. 諸経费率は、小数第 1 位(小数第 2 位を四捨五入)とする。

(3) 測量調査費

測量調査費は、「第Ⅲ編第 1 章 土木設計業務等積算基準」による。

「3 次元ベクトルデータ作成」及び「3 次元設計周辺データ作成」については「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、次表による。

令和6年度 機械設備積算基準書及び解説 新旧対照表

単価適用年月日：令和7年4月1日まで

表－20・3 共通仮設費率			(%)
機 械 設 備 名			共通仮設費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19
		ゴム引布製起伏ゲート	19
	樋門樋管ゲート		20
ダム用水門設備			19
揚排水ポンプ設備			21
トンネル 換 気 設 備	送（排）風機		16
	ジェットファン		39
非常用施設			27
道路排水設備			35

4) 運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 派遣費

（イ） 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。

（ロ） 旅費、日当、宿泊費は「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。

（ハ） 賃金は、「3－1（3）直接労務費」によるものとする。

（ニ） 点検整備間接費は、（賃金）×（点検整備間接費率）とし、点検整備間接費率は、表－20・5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

（イ） 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。

- a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
- b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
- c 安全委員会等に要する費用。
- d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。

（ロ） 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

- a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
- b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
- c 粉塵作業の予防に要する費用。
- d 高圧作業の予防に要する費用。

単価適用年月日：令和7年5月1日以降

表－20・3 共通仮設費率			(%)
機 械 設 備 名			共通仮設費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19
		ゴム引布製起伏ゲート	19
	樋門樋管ゲート		20
ダム用水門設備			23
揚排水ポンプ設備			21
トンネル 換 気 設 備	送（排）風機		16
	ジェットファン		39
非常用施設			27
道路排水設備			35

4) 運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 派遣費

（イ） 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。

（ロ） 旅費、日当、宿泊費は「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。

（ハ） 賃金は、「3－1（3）直接労務費」によるものとする。

（ニ） 点検整備間接費は、（賃金）×（点検整備間接費率）とし、点検整備間接費率は、表－20・5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

（イ） 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。

- a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
- b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
- c 安全委員会等に要する費用。
- d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。

（ロ） 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。

- a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
- b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
- c 粉塵作業の予防に要する費用。
- d 高圧作業の予防に要する費用。

令和6年度 港湾請負工事積算基準 新旧対比表

掲 載 頁	現行（旧）	改定（新）	コメント																														
第2編 測量・調査等業務 2編 1節測量業務 P2-1~4	2－4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。 別表第1 <table><tr><td>直接測量費</td><td>5 0 万円以下</td><td>5 0 万円を超え1 億円以下</td><td>1 億円を超えるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">適 用 区 分 等</td><td rowspan="2">下記の率とする。</td><td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td></tr><tr><td>A</td><td>b</td></tr><tr><td>率または変数値</td><td><u>91.2%</u></td><td><u>371.23</u></td><td><u>-0.107</u></td><td><u>51.7%</u></td></tr></table> 対象額が 5 0 万円を超え 1 億円以下の場合の算定式 $Z = A \cdot X^b$ ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値 注）諸経費率（Z）の値は、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位止めとする。	直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下	1 億円を超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>	2－4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。 別表第1 <table><tr><td>直接測量費</td><td>5 0 万円以下</td><td>5 0 万円を超え1 億円以下</td><td>1 億円を超えるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">適 用 区 分 等</td><td rowspan="2">下記の率とする。</td><td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td></tr><tr><td>A</td><td>b</td></tr><tr><td>率または変数値</td><td><u>95.8%</u></td><td><u>288.50</u></td><td><u>-0.084</u></td><td><u>61.4%</u></td></tr></table> 対象額が 5 0 万円を超え 1 億円以下の場合の算定式 $Z = A \cdot X^b$ ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値 注）諸経費率（Z）の値は、小数 2 位を四捨五入して小数 1 位止めとする。	直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下	1 億円を超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		A	b	率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>	諸経費率を改定
直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下	1 億円を超えるもの																														
適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																															
		A	b																														
率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>																													
直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下	1 億円を超えるもの																														
適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																															
		A	b																														
率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>																													

施設機械設備点検・整備積算基準

1－4 [略]

1－5 共通仮設費

(1)～(3) [略]

表－1・3 共通仮設費率

機 械 設 備 名			共通仮設費率(%)
河川・水路用 等水門設備	河川用等 水門	鋼 製 ゲ ー ト	<u>19</u>
		ゴム引布製起伏ゲート	<u>19</u>
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		<u>20</u>
ダ ム 用 水 門 設 備			<u>23</u>
用 排 水 ポ ン プ 設 備			<u>21</u>

施設機械設備点検・整備積算基準

1－4 [略]

1－5 共通仮設費

(1)～(3) [略]

表－1・3 共通仮設費率

機 械 設 備 名			共通仮設費率(%)
河川・水路用 等水門設備	河川用等 水門	鋼 製 ゲ ー ト	19.0
		ゴム引布製起伏ゲート	19.0
	樋 門 ・ 用 水 路 ゲ ー ト		20.0
ダ ム 用 水 門 設 備			19.0
用 排 水 ポ ン プ 設 備			21.0

改正後 令和7年5月1日から適用					現行				
別表－1					別表－1				
測量業務 諸経费率表					測量業務 諸経费率表				
(1) 諸経费率標準値					(1) 諸経费率標準値				
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b				A	b	
率又は変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>－0.084</u>	<u>61.4%</u>	率又は変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>－0.107</u>	<u>51.7%</u>
(2) [略]					(2) [略]				

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																						
森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて	森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて																						
1 ～ 4 （略）	1 ～ 4 （略）																						
5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について	5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について																						
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）																						
(3) 積算方法	(3) 積算方法																						
ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。	ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。																						
(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。	(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。																						
$K = i \cdot P_i + \alpha$	$K = i \cdot P_i + \alpha$																						
ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)	ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)																						
i：現場環境改善費率は、 <u>表 5－1</u> による。 (単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)	i：現場環境改善費率は、 <u>表 3－1</u> による。 (単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)																						
P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。	P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く <u>共通仮設費対象分</u> ）＋支給品費 <u>（共通仮設費対象分）</u> ）＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。																						
α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）	α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）																						
表 5－1 現場環境改善費率	表 5－1 現場環境改善費率																						
<table><tr><th rowspan="2">対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i (%)</th></tr><tr><th>大都市市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr></table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<table><tr><th rowspan="2">対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i (%)</th></tr><tr><th>大都市市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 (<u>共通仮設費対象分</u>) ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td><table><tr><td><u>5 億円以下</u> の場合</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td><u>5 億円を超える場合</u></td><td><u>1.73</u></td><td><u>0.71</u></td></tr></table></td><td></td></tr></table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 (<u>共通仮設費対象分</u>) ＋ 無償貸付機械等評価額	<table><tr><td><u>5 億円以下</u> の場合</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td><u>5 億円を超える場合</u></td><td><u>1.73</u></td><td><u>0.71</u></td></tr></table>	<u>5 億円以下</u> の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5 億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>	
対象額： P_i		現場環境改善費率： i (%)																					
	大都市市街地	左記以外																					
直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																					
対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)																						
	大都市市街地	左記以外																					
直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 (<u>共通仮設費対象分</u>) ＋ 無償貸付機械等評価額	<table><tr><td><u>5 億円以下</u> の場合</td><td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td><u>5 億円を超える場合</u></td><td><u>1.73</u></td><td><u>0.71</u></td></tr></table>	<u>5 億円以下</u> の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5 億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																
<u>5 億円以下</u> の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																					
<u>5 億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																					
(注) （略）	(注) （略）																						
(イ) 率に計上されるものは、 <u>表 5－2</u> の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。	(イ) 率に計上されるものは、 <u>表 3－2</u> の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。																						
また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。	また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。																						
(ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものと <u>し、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。</u>	(ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。																						
<u>なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50%を上限とする。</u>																							
(エ)・(オ) （略）	(エ)・(オ) （略）																						
<u>(カ) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工</u>	(新設)																						

事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

イ （略）

表 5－2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
（略）	（略）
安全関係	（略） （略） (削る。)
（略）	（略）
（略）	（略）

イ （略）

表 5－2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
（略）	（略）
安全関係	（略） （略） ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
（略）	（略）
（略）	（略）

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改

正

後

第 3 部 測量業務

第 1 章 測量業務積算基準

1－1・1－2 （略）

1－3 測量業務費の積算方式

1－3－1 測量業務費

測量作業費 ＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）
＝（直接測量費）＋（諸経費）
＝ {(直接測量費)－(成果検定費)} × {1＋(諸経费率)} ＋ (成果検定費)

1 （略）

2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表 1－1 により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表 1－1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く。)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1 の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
		率又は変数値	95.8%	

(注) 1・2 （略）

3 （略）

現

行

第 3 部 測量業務

第 1 章 測量業務積算基準

1－1・1－2 （略）

1－3 測量業務費の積算方式

1－3－1 測量業務費

測量作業費 ＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）
＝（直接測量費）＋（諸経費）
＝ {(直接測量費)－(成果検定費)} × {1＋(諸経费率)} ＋ (成果検定費)

1 （略）

2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表 1－1 により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表 1－1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く。)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1 の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
		率又は変数値	91.2%	

(注) 1・2 （略）

3 （略）

改 正 後 令和7年5月1日から適用	現 行
9 土地改良工事積算基準（土木工事）における諸雑費について (1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 (2) 単価表 1) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 2) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 3) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 10 施工箇所が点在する工事の積算方法について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第11章 施工箇所が点在する工事の積算及び機械設備積算基準及び解説（岡山県土木部）第Ⅸ編第1章基準の解説11 施工箇所が点在する工事の積算についてによるものとする。 11 一般管理費等の算定について 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等＝対象工事原価×一般管理費等率÷対象工事原価×契約保証に係る率 12 施工パッケージ型積算方式について 岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章3. 施工パッケージ型積算方式によるものとする。 13 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第2章②2-2運搬費および、岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章7. 運搬費によるものとする。 14 工事における現場環境改善費の積算方法について (1) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善費が必要と認められる場合に計上する。 対象工事は現場環境改善が必要と認められる屋外工事とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。 (2) 積算方法 ① 基本的な考え方 ア 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の 50%を上限とする。 イ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。 ② 積算方法 ア 算出方法は以下のとおりとする。 $K=i \cdot P_i + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）	9 土地改良工事積算基準（土木工事）における諸雑費について (1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 (2) 単価表 1) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 2) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） 単価表の単位当りの金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 3) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 10 施工箇所が点在する工事の積算方法について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第11章 施工箇所が点在する工事の積算及び機械設備積算基準及び解説（岡山県土木部）第Ⅸ編第1章基準の解説11 施工箇所が点在する工事の積算についてによるものとする。 11 一般管理費等の算定について 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等＝対象工事原価×一般管理費等率÷対象工事原価×契約保証に係る率 12 施工パッケージ型積算方式について 岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章3. 施工パッケージ型積算方式によるものとする。 13 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬について 土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第2章②2-2運搬費および、岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章7. 運搬費によるものとする。 14 工事における現場環境改善費の積算方法について (1) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善費が必要と認められる場合に計上する。 対象工事は現場環境改善が必要と認められる屋外工事とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、原則対象外とする。 (2) 積算方法 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。 ア 算出方法は以下のとおりとする。 $K=i \cdot P_i + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

改 正 後

現 行

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	i=504.2・Pi ^{-0.3533}
	5億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、（２）① アの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び（２）① イの「現場環境改善費率で計上することが適当でない判断されるものの費用」である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

（３）設計変更について
条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

15 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整について
岡山県土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第４章①「随意契約により工事を発注する場合の間接工事費及び一般管理費等の調整」、②「旧積算基準の工事に改正基準の工事を追加する場合等の間接工事費及び一般管理費等の調整」及び岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章11. 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整を準用するものとする。

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	i=203.6・Pi ^{-0.3077}
	5億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

（３）設計変更について
条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

15 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整について
岡山県土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第４章①「随意契約により工事を発注する場合の間接工事費及び一般管理費等の調整」、②「旧積算基準の工事に改正基準の工事を追加する場合等の間接工事費及び一般管理費等の調整」及び岡山県土木工事標準積算基準書参考資料編【工事・委託】工事編Ⅰ編第2章11. 随意契約により工事を発注する場合の諸経費の調整を準用するものとする。

16 １日未満で完了する作業の積算について
土木工事標準積算基準書（岡山県土木部）第Ⅰ編第12章 １日未満で完了する作業の積算によるものとする。

17 覆工板の供用月数について
岡山県土木工事標準積算基準書 参考資料編【工事・委託】工事編第Ⅱ編第5章1仮設材設置・撤去工2)によるものとする。